

(独占禁止法違反行為)

- 1 指名停止業者 株式会社トーニチコンサルタント
- 2 代表者氏名 横井 輝明
- 3 所在地 東京都渋谷区本町1-13-3
- 4 指名停止の期間 令和8年1月22日から令和8年4月21日まで
(3か月間)
- 5 指名停止の理由 株式会社トーニチコンサルタントは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
このことは、建設工事等の請負契約（業務委託を含む。）の契約の相手方として不適当と認められるため。